

## 鹿児島市中心をつなぐ訪問給食事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、援護を必要とする高齢者に計画的な配食を提供しその安否の確認を行う心をつなぐ訪問給食事業（以下「事業」という。）を実施することにより、高齢者の健康で自立した生活の支援及び孤独感の解消を図るとともに、配食に従事する者とのふれあいを通じて自立意欲を促し、もって高齢者の福祉の向上を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 高齢者 本市に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条の規定により本市住民票に記録されている在宅の65歳以上の者
- (2) 訪問給食協力グループ等 地域福祉に理解と熱意を有し、高齢者宅への食事の配食とふれあいを図る協力員をもって組織する団体又は個人で、第5条の規定により登録を受けたものをいう。
- (3) 地域ステーション 地域福祉館、校区公民館、集会所等配食用容器の受渡しができる施設をいう。

### (実施主体等)

第3条 事業の実施主体は鹿児島市とし、次の各号のいずれかに該当する社会福祉法人等（以下「事業受託法人」という。）に委託するものとする。

- (1) 老人デイサービスセンターを設置している社会福祉法人
- (2) 介護保険法（平成9年法律第123号）第94条に基づく介護老人保健施設を設置している法人（前号に該当するものを除く。）
- (3) 社会福祉法人又は医療法（昭和23年法律第205号）第7条に基づく病院を開設している法人であって、日常的に高齢者に食事の提供を行っているもの（前2号に該当するものを除く。）

### (対象者)

第4条 事業の対象者は、次の各号のいずれかに該当する者で、定期的に安否の確認を必要とするものとする。ただし、アレルギー食及び糖尿病食、おかゆ食その他の特別食等の個別対応が必要な者を除く。

- (1) ひとり暮らしの高齢者で、食生活の手助けを必要とするもの
- (2) 次に掲げる世帯のいずれかに属する者で介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項に規定する要介護認定（以下「要介護認定」という。）又は同条第2項に規定する要支援認定（以下「要支援認定」という。）を受けたもの  
ア 要介護認定又は要支援認定を受けた2人以上の高齢者だけで構成される世帯

- イ 要介護認定において要介護状態の程度が要介護3、要介護4又は要介護5と認定された高齢者の属する高齢者だけで構成される世帯（ひとり暮らしの高齢者の世帯を除く）
  - ウ ア及びイに掲げる世帯のほか、これらに準ずる世帯として市長が特に認める世帯
- (3) 他の世帯員の長期入院又は施設入所等により第1号又は第2号の要件に該当することとなった者
- (4) その他市長が特に必要と認める者
- （協力グループの登録）

第5条 訪問給食協力グループ等として登録を受けようとするものは、その代表者又は個人が訪問給食協力グループ等登録申請書（様式第1）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項に規定する登録申請書の提出があり、訪問給食協力グループ等として認定し又は却下したときは、訪問給食協力グループ等認定（却下）通知書（様式第2）によりその代表者又は個人に通知するとともに、訪問給食協力グループ等登録台帳（様式第3）に登録するものとする。

3 訪問給食協力グループ等のうち団体の代表者は、団体の構成員に変更が生じたときは、訪問給食協力グループ変更届出書（様式第4）を市長に提出するものとする。

（事業実施）

第6条 事業の実施に当たっては、次に定めるところによるものとする。

- (1) 配食は昼食時及び夕食時に行うものとし、配食を受ける者は継続して給食を受けることを原則とする。
- (2) 昼食の配食回数は、要支援認定において要支援の程度が要支援2と認定された者又は要介護認定を受けた者（経過的要介護認定を受けた者を除く。）に対しては週6回以内とし、その他の者に対しては週3回以内とする。
- (3) 夕食の配食は、昼食の配食回数が週6回である者に対して行うものとし、その回数は週6回とする。この場合において、1週間当たりの昼食の配食回数を計算するに当たっては、次に掲げる回数を加えることができる。

ア 介護保険法に基づく訪問介護、通所介護又は通所リハビリテーションによる食事の提供の回数のうち1回（市長が特に必要と認める場合にあつては、市長が認める回数）

イ 人工透析療法に伴う病院等での摂食回数のうち、市長が認める回数

ウ 市長が特に必要と認める場合にあつては、アに掲げるサービス以外のサービスによる定期的な食事の提供の回数のうち1回（市長が特に必要と認める場合にあつては、市長が認める回数）

- (4) 調理は、事業受託法人が行うものとする。
- (5) 利用者宅への配食は、事業受託法人又は訪問給食協力グループ等が行うものとする。この場合において、訪問給食協力グループ等が配食を行うときは、事業受託法人が地域ステーションまで搬送した給食を引き継ぎ、利用者宅に届けるものとする。

(6) 利用者宅からの配食用容器の回収は、事業受託法人又は訪問給食協力グループ等が行うものとする。この場合において、訪問給食協力グループ等が回収を行うときは、利用者宅から地域ステーションまで配食用容器を搬送し、事業受託法人に引き渡すものとする。

(休止日)

第7条 事業の休止日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 12月30日から翌年の1月3日までの日
- (3) 市長が特に定めた日

(利用の手続)

第8条 訪問給食を利用しようとする者は、鹿児島市心をつなぐ訪問給食事業利用申請書（様式第5）により市長に申請するものとする。この場合において、週4回以上の訪問給食の利用を希望する者は、当該申請書に要支援認定又は要介護認定を受けていることを証明する書面を添付するものとする。

2 市長は、前項の申請があったときは、市長が別に定める調査票により十分な調査を実施した上で訪問給食の利用の可否を決定し、その旨を鹿児島市心をつなぐ訪問給食事業利用決定（却下）通知書（様式第6）により申請者に通知するとともに、鹿児島市心をつなぐ訪問給食事業利用者登録台帳（様式第7。「以下「利用者登録台帳」という。」）に登録するものとする。

3 市長は、前項の規定により訪問給食の利用者（以下「利用者」という。）を決定したときは、鹿児島市心をつなぐ訪問給食事業依頼書（様式第8）により、訪問給食の実施を事業受託法人の長に依頼するものとする。

4 利用者が配食回数の変更を希望するときは、鹿児島市心をつなぐ訪問給食事業配食回数変更申請書（様式第9）を市長に提出するものとする。この場合において、第1項後段の規定は、配食回数を週3回以下から週4回以上に変更する場合について準用する。

5 市長は、前項の申請があったときは、訪問給食の配食回数の変更の可否を決定し、その旨を鹿児島市心をつなぐ訪問給食事業配食回数変更決定（却下）通知書（様式第10）により利用者に通知するとともに、利用者登録台帳に変更内容を記録するものとする。

6 市長は、前項の規定により訪問給食の配食回数の変更を決定したときは、鹿児島市心をつなぐ訪問給食事業配食回数変更依頼書（様式第11）により、配食回数の変更を事業受託法人の長に依頼するものとする。

7 利用者は、やむを得ない事情により、給食を必要としない場合は、給食を受ける日の前日までに事業受託法人の長に届け出るものとする。

8 市長は、利用者が次のいずれかに該当するときは、当該利用者の訪問給食の利用を廃止するものとする。

- (1) 訪問給食の利用を辞退する意思表示があったとき。

- (2) 第4条に規定する事業の対象者に該当しなくなったとき。
- (3) 次条の規定による利用調整の結果、訪問給食の利用の必要がない者であると認められるとき。
- (4) 連続して1年以上、訪問給食を利用しないとき。
- (5) 死亡したとき。

(配食の再調整)

第9条 市長は、定期的に利用者の生活状況の再調査を行い、配食回数の調整その他の食事の提供を伴う他の公的サービス等との利用調整を行うものとする。

2 前項の再調査は、市長が別に定める調査票により行うものとする。

(利用料)

第10条 利用者は、1食につき400円を利用料として負担するものとする。ただし、住民税非課税世帯に属する者及び生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項に規定する保護を受けている者については、1食につき200円とする。

2 前項に定める利用料は、1月分をその月の末日までに事業受託法人に納入するものとする。

3 第8条第7項に定める手続きを怠った場合の利用料は、利用者が負担するものとする。

4 利用者は、年度の途中において住民税の課税状況等に変更が生じたときは、速やかに鹿児島市心をつなぐ訪問給食事業課税状況等変更届（様式第12）を市長に提出しなければならない。

5 市長は、前項の規定による届出があった場合において、利用料を変更するときは、当該届出があった月の翌月分の利用料から変更するものとする。

6 市長は、前項の規定により利用料の変更を行うときは、鹿児島市心をつなぐ訪問給食事業利用料変更決定通知書（様式第13）により利用者に通知するとともに、利用者登録台帳に変更内容を記録するものとする。

7 市長は、第5項の規定により利用料を変更したときは、鹿児島市心をつなぐ訪問給食事業利用料変更依頼書（様式第14）により、利用料の変更を事業受託法人の長に依頼するものとする。

(活動費)

第11条 市長は、訪問給食協力グループ等に対し、配食のための活動費として1配食につき100円を支払うものとする。

2 前項に定める活動費は、四半期ごとに支払うものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成5年5月1日から施行する。

(吉田町等の編入に伴う経過措置)

- 2 吉田町、桜島町、喜入町、松元町及び郡山町の編入の日前にこれらの町であった区域に住所を有している者に係る訪問給食事業の実施については、平成17年3月31日までの間に限り、この要綱の規定にかかわらず、それぞれ吉田町高齢者訪問給食サービス事業実施要綱(平成12年吉田町要綱第1号)、桜島町「食」の自立支援事業実施要綱(平成16年桜島町告示第2号)、喜入町給食サービス事業実施要綱(平成16年喜入町告示第14号)、松元町「食」の自立支援事業実施要綱(平成16年松元町告示第4号)及び郡山町「食」の自立支援事業実施要綱(平成16年郡山町告示第2号)の例による。

(生活保護法による保護の基準改正に伴う経過措置)

- 3 平成25年7月31日において生活保護受給者であった者で、同年8月1日から平成30年3月31日までの間において平成25年8月1日施行の生活保護法による保護の基準(昭和38年厚生省告示第158号。以下「基準」という。)の改正に伴い生活保護を廃止されたもの(改正前の基準であれば生活保護を廃止されなかったものに限る。)については、第10条第1項の規定にかかわらず、生活保護の廃止日から平成30年3月31日までの間、利用料は1食につき200円とする。

付 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成8年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成9年6月3日から施行する。

付 則

この要綱は、平成10年10月12日から施行する。

付 則

この要綱は、平成12年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、平成16年7月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に、改正前の鹿児島市心をつなぐ訪問給食事業実施要綱の規定により作成された様式は、改正後の鹿児島市心をつなぐ訪問給食事業実施要綱の規定により作成された書類とみなす。

付 則

この要綱は、平成16年11月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行前に改正前の鹿児島市心をつなぐ訪問給食事業実施要綱に規定する様式により作成された書類は、改正後の鹿児島市心をつなぐ訪問給食事業実施要綱に規定する様式により作成された書類とみなす。

付 則

この要綱は、平成19年5月10日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年11月28日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行前に改正前の鹿児島市心をつなぐ訪問給食事業実施要綱に規定する様式により作成された書類は、改正後の鹿児島市心をつなぐ訪問給食事業実施要綱に規定する様式により作成された書類とみなす。

付 則

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年8月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年3月28日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年3月26日から施行する。ただし、第6条の改正規定は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年3月28日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年3月22日から施行する。